



おの じゅん いち
小野 順一

※ 心配される「PM2.5」

～情報提供などに努める～

質 中国で深刻な大気汚染が発生しているが、健康被害などへの対応策は。

答 市長
「PM2.5」は、とても小さい粒子状の物質であることから、呼吸により肺の奥まで入り込みやすく、呼吸器系疾患、循環器系疾患の原因になると言われています。

環境省は、注意を必要とする暫定的な指針値を「1日平均で1立方メートルあたり70マイクロ」と決めました。

現在、県内に「PM2.5」の測定局は、県が設置している日田市1カ所、大分市が設置している大分市内の3カ所、本市にも豊肥保健所に二酸化窒素や光化学オキシダントなどを測定する測定局はありますが、「PM2.5」の測定は行われていません。

今後は、その測定局を使い、測定が行えるようにするよう県に働きかけをし、情報収集に努め、市報やホームページ、ケーブルテレビなどを利用し、市民の皆さまへの「PM2.5」に関する知識、情報の提供などを行っていきたいと考えています。

質 山林あるいは森林へごみの不法投棄がされ、本来の多面的機能が果たされていないように思うが、対応策は。

答 市長
廃棄物の不法投棄は犯罪であり、不法投棄を行ったものは、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金に処せ

られ、法人にあつては、3億円以下の罰金、未遂行為であっても不法投棄となる場合があります。

現在、ごみ捨て禁止の看板の設置や巡回パトロール、市報やホームページ、広報車による巡回などを行い、啓発に努めています。

また、自治会から選出していた環境衛生委員や豊肥保健所、豊後大野警察署との連携を図りながら対応をしています。

今後は、不法投棄をすることで環境が汚染され、徐々に土地が汚染されていき、自らに降りかかってくるなどの啓発も必要であると考えています。



豊肥保健所の測定局

※PM2.5＝大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒子の直径が2.5マイクロメートル（マイクロは100万分の1）以下の特に小さな粒子。

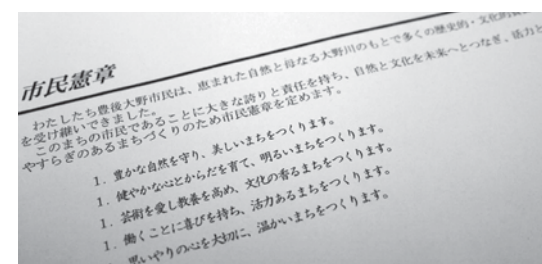
どうする 市民憲章

～市民の認知度を高める～

質 市民憲章は、市民が連帯し、一体感を醸成する、まちづくりの基本であるが、市民の心の中に定着しているか疑問に思う。

今のままでは、空文に等しくみえるが。

答 市長
市民憲章制定後に、市報や市ホームページを通じてお知らせをするとともに、市勢要覧や市議会の概要などの冊子に掲載し、できるだけ多くの方々の目に触れていただけるような取り組みを行ってききましたので、市民の方



しょう の てる お
生野 照雄

も見ていただいていると思われれます。

今後も、市報や市ホームページ、ケーブルテレビなどを活用して、今一度、市民の皆さまに十分認知していただけるよう努力していきます。

命の尊厳を考えよう

～道徳心の向上に努める～

質 痛ましい集団リンチ事件について、教育委員会としては、どのように捉えて、学校現場に新たな指示をしたのか。

答 教育長
市内小中学校18校に對し、「児童生徒の状況把握及び組織的対応、関係機関との連携について」を通知しており、道徳の時間や人権教育を通して、命の尊さや思いやりのある豊かな心をもった児童生徒の育成に取り組んでいきます。

生活排水処理率の向上を

～引き続き啓発活動を実施～

質 合併浄化槽事業の進捗状況は。

答 上下水道課長
平成21年度以前は、年間100基程度の整備基数であったものが、

平成22年度から平成24年度までの3年間を重点推進期間と位置付け、サンセット方式で実施した結果、この3年間で1049基を整備しました。

引き続き浄化槽を普及していく必要があることから、国の基準額に市で独自に10万円の上乗せを継続していきたいと考えています。